



●メディア・ジャーナリスト
●慶応義塾大学メディア・コミュニケーション研究所非常勤講師

渡辺 真由子 さん

プロフィール
元テレビ局報道記者。2005年より2年間、カナダのサイモン・フレイザー大学メディア分析所でメディア・リテラシーを研究。帰国後は、メディア教育に協力するほか、雑誌やテレビ、講演で活躍中。最近出版された著書は『オトナのメディア・リテラシー』（リベルタ出版）*、『大人が知らない ネットいじめの真実』（ミネルヴァ書房）

メディアの作り手に女性はいくらいるか御存知でしょうか。新聞記者に占める女性は13%。テレビ局管理職の女性は民放で約1割、NHKに至ってはたったの3%です。作り手を男性が支配するこの状況を、メディアの「マッチョ文化」といいます。

マッチョ文化では、メディアが情報を取捨選択し発信する一連の過程を、「男性の視点」が占めます。例えば報道情報番組の司会には、スーツ姿の年配男性と、

肩や足を露出した若い女性を組ませるパターンが目立ちます。これは男性の作り手が、女性に「観賞用」としての役割を期待する表れです。またホームドラマでは、職場復帰したい専業主婦は「仕事してもいい？」と夫に許しを請い、夫は「家事をおろそかにしないならいいぞ」と上から許可を与えます。夫が仕事を続けるために妻に許しを請う、という設定のドラマがあるでしょうか。作り手は、「女は家事育児、男は外で仕事」という

ジェンダー（社会的・文化的な性のありよう）を踏襲しています。メディアに性表現が氾濫する原因もマッチョ文化です。広告は女性の水着姿を、男性の目を惹きつけるために利用します。テレビや雑誌も、視聴率や部数を上げるために性表現を多用します。またダイエットや美容整形の情報を発信し、「もっとセクシーになれ」と女性を煽ります。子どもがこれらの表現に何度も接すると、女性を性的な対象物と見なすようになりやすくなります。さらに女の子の場合は、メディアが発する性的な女性像を「理想的」と信じ込まされ、ダイエット願望をかき立てられることが研究で明らかです。

最近インターネット上で、女性の人権が侵される傾向にあります。児童ポルノが簡単に手に入ったり、「女性は性的暴行を受けると喜ぶ」というメッセージが巨大掲示板に繰り返し書き込まれたりしています。

*『オトナのメディア・リテラシー』
テレビ局記者としての現場体験と、本場で学んだメディア・リテラシーを活用して、広告、テレビ、新聞、映画、インターネットなどの裏に隠された作り手の意図を読み解く。自分の頭で情報を判断したいあなたに！



これらのメディアと付き合うには、まず大人がメディア・リテラシーを身に付けることが大切です。「この情報は作り手がどんな意図で発信しているのか」を常に意識しましょう。子どもへの影響を防ぐには、一緒にメディアを視聴し、「この表現はおかしい」と指摘するのが効果的です。一歩引いた目線でメディアと接する心がけてください。

「You&Me～夢～」 通信員が決まりました！

通信員募集について、たくさんのご応募をいただきありがとうございました。レポート審査の結果、今期の通信員7名が決定しました。

2年間、どうぞよろしくお願いいたします。
写真左から宝珠山敬彬さん
浅見靖子さん、角田真治さん
久保田俊美さん、小林二美さん
佐藤恭子さん、小山田京子さんです。



男女共同参画施策に対する苦情の申出

男女共同参画社会の実現を目指す「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」に基づく、男女共同参画に関する施策に対する苦情の申出を処理する制度があります。申出は、中立、公正な立場である苦情処理委員が、適切かつ迅速に処理します。

なお、セクシュアル・ハラスメントなどの個人の人権侵害に関する苦情や相談については対象となりません。

【問合せ】男女共生推進課
電話 048-829-1231

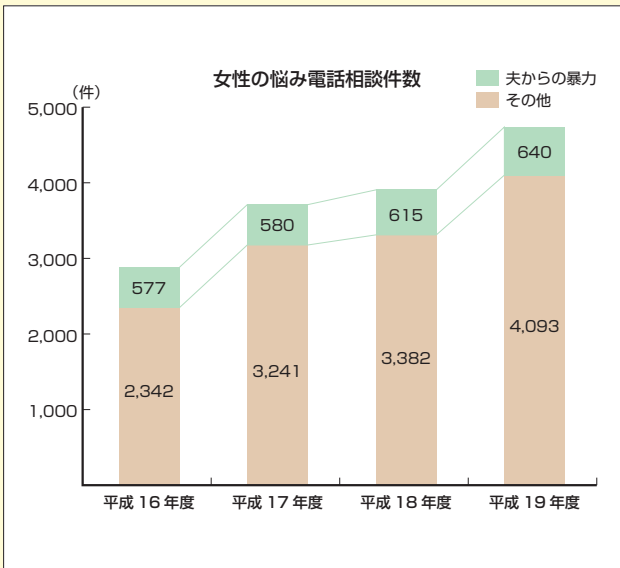
コラム

配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)の被害者の多くは女性です。DVは女性の尊厳を奪い、生きる力を弱める人権侵害であり、犯罪なのです。

さいたま市の「女性の悩み電話相談」への相談件数は年々増加しており、一番件数が多い相談内容は夫からの暴力の相談です。

DVを受けている方は、相談するほどのことではない、自分さえ我慢すればなんとかなる、自分に悪いところがあると思ったという理由から、誰にも相談しないまま、取り返しのつかないことになってしまった事例もみられます。

DVは女性の心と身体を傷つける行為で、その子どもにとっても心身に及ぼす影響は深刻です。DVに悩んでいる方はもちろん、DVに苦しむ方を見つけた方は、相談電話等の情報提供と共に、相談するように勧めてください。また、命に危険がある場合は、迷わず110番通報をお願いします。



女性に対する暴力をなくす運動

11月12日～25日(女性に対する暴力撤廃国際日)

主催：内閣府その他の男女共同参画推進本部構成府省庁

「パートナーシップさいたま」では、婦人相談員による女性の悩み電話相談を実施しています。

◆女性の悩み電話相談◆

電話 048-643-5813

月～金：10時～20時 土日祝：10時～16時
(年末年始、毎月第4日曜日を除く)

DV、女性の生き方、夫婦、親子の問題、職場や近隣の人間関係などのご相談に応じしています。その他の施設でも相談を行っています。日時等詳細はパートナーシップさいたまのホームページ、パートナーシップさいたま広報誌『鐘の音』及び『市報さいたま』でご確認ください。

INFORMATION

第2次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン(骨子案)に関する 広聴会を開催します！

- 基調講演「地域から男女共同参画をすすめるには」東京女子大学教授 矢澤澄子氏
- 第2次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン(骨子案)の説明 ●意見交換



さいたま市では、平成16年3月に男女共同参画に関する基本計画「さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」を策定し、男女共同参画に関する施策を推進してまいりました。

このプランの計画期間が今年度末に終了するため、平成21年度から取り組んでいく第2次プランについて、市民の皆様と共に考え、ご意見を反映させるための広聴会を開催します。皆様のご参加をお待ちしています。

- 日時** 平成20年11月1日(土) 午後2時～4時
- 場所** 浦和コミュニティセンター 第15集会室(浦和駅東口前「コムナーレ」9階)
- 定員** 80名(先着順)
- 託児** 1歳から未就学児まで 5名(傷害保険料は実費負担)
- 申込** 電話・郵送・ファクス・Eメールで男女共生推進課宛に名前と住所と電話番号(託児を希望される方は、お子さんの名前(ふりがな)、生年月日、性別)をお伝えください。
- 申込期限** 託児のみ10月23日(木)必着
※ご参加いただける場合は、特に連絡いたしませんので、直接会場にお越しください。

【申込・問合せ先】
市民局 生活文化部 男女共生推進課
〒330-9588さいたま市浦和区常盤6-4-4
電話 048-829-1231
ファクス 048-829-1969
Eメール danjo-kyosei@city.saitama.lg.jp

広聴会とあわせて、11月にパブリック・コメントを実施し、市民意見を募集する予定です。